

グリーンリサイクルセンター(中間処理場)のご利用について

(株)林田産業グリーンリサイクルセンター(中間処理場)

住所：〒811-3204 福岡県福津市舍利蔵 274

TEL：0940-35-8865 FAX：0940-35-8867

許可番号

一般廃棄物処分業	第1号(福津市)
産業廃棄物処分業	第04020068628(福岡県)
産業廃棄物収集運搬業	第04000068628(福岡県)

■ 持込みに関する注意事項

- ① 木くず以外の受入れはできません。
- ② 建築物の解体によって発生する木くずの受入れはできません。
- ③ 杭や背板、パレットなどの加工木材の受入れはできません。
- ④ 夾竹桃の受入れはできません。
- ⑤ 缶類、ガラス、ビン、ビニール、土砂、石、コンクリート片などのゴミを除去してからお持込ください。(混入を認めた場合、処分代金を5割増しで請求させていただきます)
- ⑥ 根株は付着した土砂を除去してからお持込ください。
- ⑦ 枝等を結束する場合、ワラや麻等で行って下さい。(ビニール紐等で結束しない)
- ⑧ 車両の荷台から木くずが道路に落ちないように飛散防止に努めてください。
- ⑨ 受付時間外の持込みは一切受け付けておりません。

受付時間	午前9時～12時、午後1時～5時
営業日	月曜日～土曜日
休業日	日曜日、祝祭日、お盆・年末年始 ※その他お休みをさせていただく場合は、事前にお知らせします。

- ⑩ 産業廃棄物を持ち込む場合、事前に「廃棄物処理委託契約書」の締結が必要となりますので、持込む前に必ず連絡をお願いいたします。
- ⑪ 産業廃棄物を持ち込むときには、必ず「廃棄物管理票(マニフェスト)」を提供して下さい。

■ 持込みの受入れ停止について

次の各号に該当したときは、以後の持込みの受入れ(お取引)をお断りさせていただきます。

- ① 『持込みに関する注意事項』を守らなかったとき
- ② 処分代金の支払いが滞ったとき
- ③ 財産について仮差押え、仮処分、差押え、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立て、または破産手続き開始、民事再生手続き開始、社会更生手続き開始、会社整理開始の申立てがあったとき、もしくは清算手続きに入ったとき
- ④ 手形又は小切手の不渡り処分を受けたとき、または銀行取引停止処分を受けたとき。不渡りが発生したとき及び支払いを停止したとき
- ⑤ 反社会的勢力(暴力団、暴力団構成員、暴力団構成員でなくなったときから5年を経過しない者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ等、その他これらに準ずる者)であったとき、あるいは反社会的勢力が経営を支配もしくは実質的に関与していると認められたとき、または反社会的勢力と密接な関係があると認められたとき

※当処理場のご利用にあたり、不明な点がございましたら、遠慮なくお問合せ下さい。

本書面の内容に同意いただける場合は、ご署名のうえお客様マスター登録票と共にFAXにてご返信くださいますようお願い申し上げます。

住所：

氏名・名称：

連絡先：